

松本市立丸ノ内中学校改築事業 基本設計説明書

---

教育施設研究所 Educational Facilities Institute

## 【本編】

### A. 建築計画

#### A-0 改築の経緯・検討の経過

- 1 改築事業の経過
- 2 整備方針

#### A-1 設計条件・方針、調査概要

- 1 施設整備に関する基本概要
- 2 計画敷地概要
- 3 既存校舎概要
- 4 計画概要
- 5 関係法令チェックリスト

#### A-2 建築設計の基本方針・検討

- 1 整備方針
- 2 配置計画
- 3 平面・動線計画
- 4 諸室計画
  - (1) 昇降口
  - (2) 普通教室・オープンスペース
  - (3) 特別教室
  - (4) 管理諸室
  - (5) 丸中 commons・共創ホール・共創プラザ
  - (6) トイレ計画
  - (7) 手洗い・水飲み場配置計画
- 5 立面・断面・外装計画
- 6 仕上・内装計画
- 7 外構計画
- 8 ユニバーサルデザイン計画
- 9 防災計画
- 10 セキュリティ計画
- 11 環境計画・省エネルギー対策
- 12 エレベーター計画
- 13 中長期改修計画
- 14 工事工程計画
- 15 イメージパース

### S. 構造計画

#### S-1 構造計画の基本方針

- 1 構造体の基本方針
- 2 耐震安全性の確保
- 3 その他安全性の確保

#### S-2 構造種別・構造形式の検討

- 1 構造形式
- 2 構造種別・架構形式

#### S-3 基礎形式の検討

- 1 ボーリング調査位置図
- 2 柱状図
- 3 地下水位
- 4 基礎形式

#### S-4 構造設計方針

- 1 建物概要
- 2 準拠基準
- 3 適用する構造計算ルート
- 4 上部構造の設計方針
- 5 構造材料
- 6 鉄筋の標準かぶり厚さ
- 7 設計仮定荷重
- 8 非構造部材の設計

### E. 電気設備計画

#### E-1 電気設備の基本方針

- 1 基本方針
- 2 法的規制の種類と内容
- 3 電気設備工事項目

#### E-2 電気設備計画概要

- 1 電力引込設備
- 2 受変電設備
- 3 自家用発電機設備（太陽光設備）
- 4 幹線設備
- 5 動力設備
- 6 電灯コンセント設備
- 7 電熱設備
- 8 構内交換設備
- 9 構内情報通信設備
- 10 情報表示設備
- 11 音響・映像設備
- 12 拡声設備
- 13 誘導支援設備
- 14 テレビ共同受信設備
- 15 防犯カメラ設備（設置検討）
- 16 機械警備配管設備
- 17 自動火災報知設備
- 18 遠隔監視システム
- 19 その他

#### E-3 電気設備諸元表

### M. 機械設備計画

#### M-1 機械設備の基本方針

- 1 基本方針
- 2 空調換気設備設計方針
- 3 給排水衛生設備設計方針

#### M-2 機械設備計画概要

- 1 空気調和設備
- 2 換気設備
- 3 空調自動制御設備
- 4 使用ダクト・配管材料
- 5 衛生器具設備
- 6 給水設備
- 7 給湯設備
- 8 排水設備
- 9 消火設備
- 10 プロパンガス設備
- 11 給排水衛生自動制御設備
- 12 使用配管材料

#### M-3 機械設備諸元表

## 【図面編】

### 基本設計図

#### 1 建築図

- 1 面積表
- 2 配置図
- 3 平面図
- 4 立面図
- 5 断面図
- 6 防火区画図
- 7 仕上表

#### 2 構造図

- 1 伏図
- 2 軸組図
- 3 仮定断面リスト

#### 3 電気設備図

- 1 配置図
- 2 単線結線略図
- 3 幹線&弱電系統略図
- 4 電力幹線&弱電幹線平面図
- 5 照明プロット図
- 6 コンセントプロット図
- 7 弱電プロット図（TV・LAN・TEL・ITV）

#### 4 機械設備図

- 1 空調ゾーニング・PS・検討図
- 2 空調機器プロット図
- 3 給排水衛生ゾーニング・PS 検討図
- 4 屋上室外機スペース検討図（西側・東側）
- 5 屋外受水槽・消火ポンプ室スペース検討図
- 6 空調設備系統図
- 7 衛生設備系統図
- 8 消火設備系統図

1 改築事業の経過

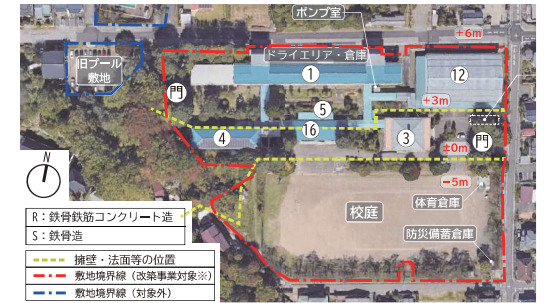
(1) 背景

松本市では、ICT教育や少人数学習など多様な学びに対応できない旧来型校舎の課題に対応し、老朽化が進む丸ノ内中学校の改築を進めます。新しい学びの姿に応じた柔軟な学習環境を整備するため、令和3年に策定した個別施設計画に基づき、長寿命で安全・安心な校舎を整備します。基本計画では、教育活動や地域との関わりを反映し、ワークショップを通じて地域住民や教職員等の意見を取り入れて改築方針を定めています。

(2) 改築校の概要

校舎は昭和25年の標準設計に基づくもので、教室の広さが現在の教育環境には狭く、特に新JIS規格の机や一人一台端末導入に対応しづらい状況です。開放渡り廊下の改善も必要です。敷地は運動場、校舎、体育館の3つの地盤レベルに分かれ、法面や擁壁がある。校舎は北側に集約され、体育館は北東に位置します。

記号	施設	年	構造	階数	面積㎡
①	普通・特別教室棟	S26	R	3	3484
③	管理棟	S27	R	2	801
④	特別教室棟	S32	R	2	792
⑤	トイレ棟	S26	R	1	42
⑫	屋内運動場	H02	S	1	1209
⑬	昇降口棟	H09	S	1	263



施設概要

(3) 検討の過程

ア【基本計画】

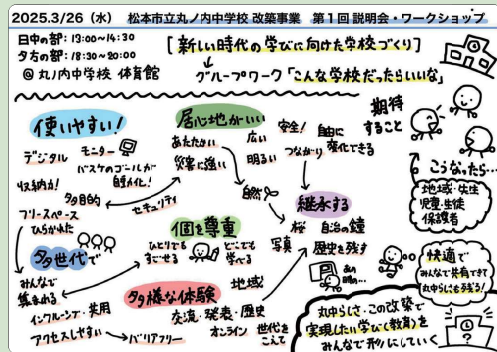
第1回ワークショップ

(1) 開催概要

日時：令和7年3月26日(水)  
 (昼) 13:00~14:30  
 (夕) 18:30~20:00  
 場所：松本市立丸ノ内中学校 体育館  
 参加人数：生徒54人、教職員9人、一般34人  
 合計88人

(2) 実施内容

- ・新しい学校の事例紹介
- ・テーマ：これからの学校を考えよう～こんな学校だったらいいな



こんな学校だったらいいな 快適でみんなで共有できて丸中らしさも残る!

多様な体験 多世代で 個を尊重 継承する 使いやすい 居心地がいい

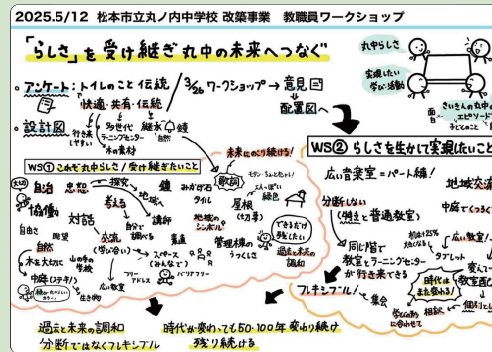
教職員ワークショップ

(1) 開催概要

日時：令和7年5月12日(月)  
 15:15~16:15  
 場所：松本市立丸ノ内中学校 図書館  
 参加人数：教職員 13人

(2) 実施内容

- ・テーマ：「これぞ丸中らしさ」から新しい学びへ
- ・テーマ：平面案から「らしさ」を生かして実現したいこと



丸中「らしさ」とは? 「らしさ」をいかして実現したいこと

自治 自然 忠恕 交流 分断しない 交流 フレキシブル  
 地域のシンボル 過去と未来の調和 かつらぐ 学びの形に合わせて 時代はまた変わる

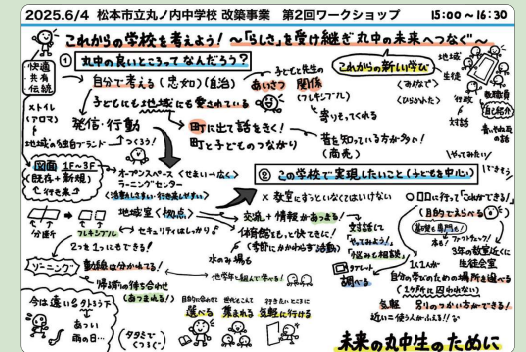
第2回ワークショップ

(1) 開催概要

日時：令和7年6月4日(水)  
 15:00~16:30  
 場所：松本市立丸ノ内中学校 体育館  
 参加人数：生徒 15人、教職員 2人、一般 19人、合計 36人

(2) 実施内容

- ・テーマ：丸中の良いところってなんだろう?
- ・テーマ：この学校で実現したいこと



丸中の良いところってなんだろう? この学校で実現したいこと

子どもにも地域にも愛されている 自分で考える  
 1人1人が... 学びたい時に学びたいように 学ぶ  
 個別の学びができる 自治の鐘...シンボル  
 地域の人に来て一緒に学べる フレキシブルに分割したり



2 整備方針

(1) 教育環境と学びの方向性

ア 教育を取り巻く環境

従来の教室空間では、ICT教育、少人数学習、新学習指導要綱、特別支援学級等の様々な学びに対応できない現状にあります。また、Society 5.0\*1の到来やポストコロナ期における教育環境の急変、社会情勢の変化に伴い、様々な子ども達に合った学習形態が求められています。その他、感染症の流行や教職員の働き方改革、時々刻々と変化する地域ニーズ等への対応も今後の課題となっています。

\*1：仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）

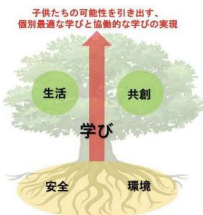
イ 国等の方向性

文部科学省の中央教育審議会は「令和の日本型学校教育」を構築し、すべての子どもの可能性を引き出すため、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる改革方針を示しました。これを受け、新しい時代の学びにふさわしい学校施設の在り方を明確にする「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」（令和4年3月）が報告され、以下の5つの方向性が示されました。

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの方向性）

新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮

学び	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現
生活	新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現
共創	地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現
新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進	
安全	子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現
環境	脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現



新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの方向性）  
（出典：文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」）

ウ 松本市の学びの方向性

令和4年2月策定された松本市教育大綱では、下記の教育理念と特に重要視する学びの視点が掲げられています。

松本市教育大綱「子どもが主人公 学都松本のシンカ」 ※R4.2策定

<p><b>多様性</b></p> <p>一人ひとりの個性や能力を尊重した多様な学び</p> <p>子どもに対する期待</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自分の可能性を信じること</li> <li>社会・世界や価値観の多様さを理解しながら、共感や思いやりを持って他者と向き合うこと</li> </ul>	<p><b>創造性</b></p> <p>未来を切り拓き、新たな価値を生み出す創造的な学び</p> <p>子どもに対する期待</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様々な体験を積み重ねることで、感性を磨き、自らを表現し、他者に伝えていくこと</li> <li>失敗を恐れずいろいろなことに挑戦し、新たな価値を生み出していくこと</li> </ul>	<p><b>主体性</b></p> <p>自己や他者と対話しながら、社会に参画する主体的な学び</p> <p>子どもに対する期待</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自分の趣味・関心や好奇心、「なぜだろう」という疑問を持つことを大切に、自分の学びを深めていくこと</li> <li>地球の過去・現在・未来を広い視野で捉え直し、他者と協働しながら持続可能な社会の作り手として物事に関わること</li> </ul>
---	--	--

子どもが主人公 学都松本のシンカ

松本市教育大綱（出典：松本市「松本市教育大綱」）

## A-1 設計条件・方針、調査概要

### 1 施設整備に関する基本概要

#### (1) 背景と目的

現在の丸ノ内中学校の校舎は、文部省（当時）が昭和25年に、学校施設を全国一定レベルに整備できるように作成した、「鉄筋コンクリート造の標準設計」を基に設計されています。この標準設計では、教育の量的拡大に対応するため、片廊下形式の校舎が標準として示されています。この形式の校舎が全国で建設される先駆けとして、丸ノ内中学校がモデルスクールとなった経過があります。

建築後67年以上が経過し、老朽化が進んでいるなかで、生徒等が安心・安全に利用できる学校施設を整備することとしました。

#### (2) 計画対象地

松本市内中心部に位置する現在の丸ノ内中学校の敷地が計画対象地です。丸ノ内中学校の通学区域は、開智小学校、田川小学校、旭町小学校の学区に及んでいます。立地としては、松本城や市役所、博物館などの公共施設が集中した「お城地区」から約1km圏内にあります。交通面では、JR松本駅やJR北松本駅からのアクセスが可能で、主要幹線道路である国道143号とも近接するなど、公共交通機関や自動車の利用に便利な環境といえます。また、計画地の周辺は、北西方向には城山公園の豊かな緑が広がっており、緑に恵まれた環境の中にあります。なお、計画地は斜面地に位置し、敷地内には最大約5mの高低差が存在します。

#### (3) 丸ノ内中学校の概要

##### ア 教育方針

学校目標

自治の精神 ～豊かな心でたくましく自他ともによりよく生きよう～  
律する心 磨く心 思いやる心

##### イ 通学区域

蟻ヶ崎1丁目、蟻ヶ崎2丁目（一部）、蟻ヶ崎4丁目、蟻ヶ崎台、大字蟻ヶ崎、大手1丁目、大手2丁目、大手3丁目（一部）、大手4丁目（一部）、白板1丁目、白板2丁目、新橋、城西1丁目（一部）、城西2丁目（一部）、城山、中央1丁目、中央2丁目（一部）、渚1丁目、渚2丁目（一部）、渚3丁目、渚4丁目（一部）、巾上、深志1丁目（一部）、深志2丁目（一部）、丸の内（一部）、宮淵1丁目、宮淵2丁目、宮淵3丁目、宮淵、宮淵本村

#### (4) 既存概要

##### ア 既存建物規模

既存建物		構造	規模	延床面積 (㎡)
校舎	普通・特別教室棟	RC造	地上3階	3,484
	管理棟	RC造	地上3階	801
	特別教室棟	RC造	地上2階	792
	昇降口棟	S造	地上1階	263
	トイレ棟	RC造	地上1階	42
屋内運動場		S造	地上1階	1,209

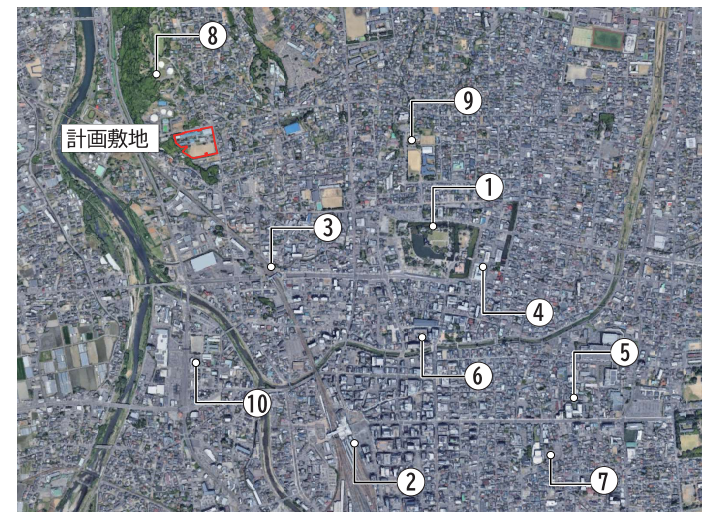
##### イ 生徒数と教職員

教職員数（R7年度4月時点）

役職	人数	
	常勤	非常勤
校長、教頭	2	
施設管理	1	
教諭、講師	19	
支援員	1	2
養護教諭	1	
事務職員	1	
司書		1
計	25	3

生徒数（R7年度4月時点）

	一年生	二年生	三年生	クラス数
通常学級	69	65	61	6
特別支援学級	25			4
計	220			10



##### 近隣施設一覧

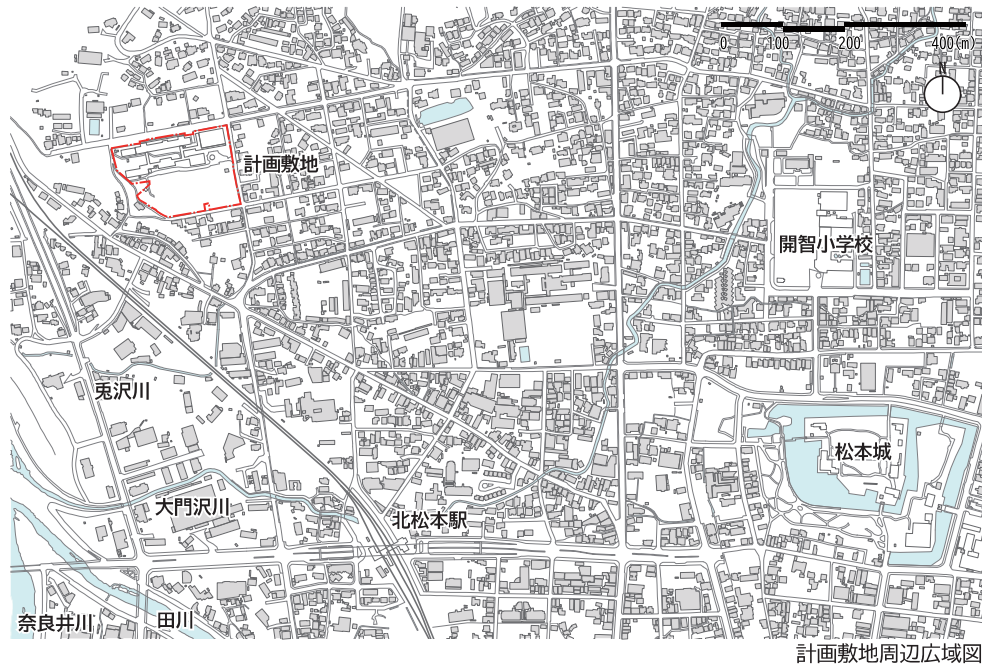
- ①松本城
- ②松本駅
- ③北松本駅
- ④松本市役所
- ⑤松本市美術館
- ⑥松本市博物館
- ⑦まつもと市民芸術館
- ⑧城山公園
- ⑨開智小学校
- ⑩田川小学校

## A-2 建築設計の基本方針・検討

### 2 計画敷地概要

#### (1) 地域・地区要件等

- ア 所在地：長野県松本市宮淵3丁目6-1
- イ 敷地面積：約20,399㎡
- ウ 用途地域：第一種中高層住居専用地域
- エ 建ぺい率：60%+10%（角地）
- オ 容積率：200%
- カ 高度地区：指定なし
- キ 防火指定：指定なし
- ク 日影規制：3h-2h/4m
- ケ 周辺道路：市道1010号線（1級）  
市道1548号線（2級）  
市道1546号線  
市道1009号線
- コ 松本市景観計画景観類型地区：松本北地区
- サ 埋蔵文化財包蔵地：城山腰遺跡
- シ その他：建築基準法第22条区域、宅地造成等工事規制区域

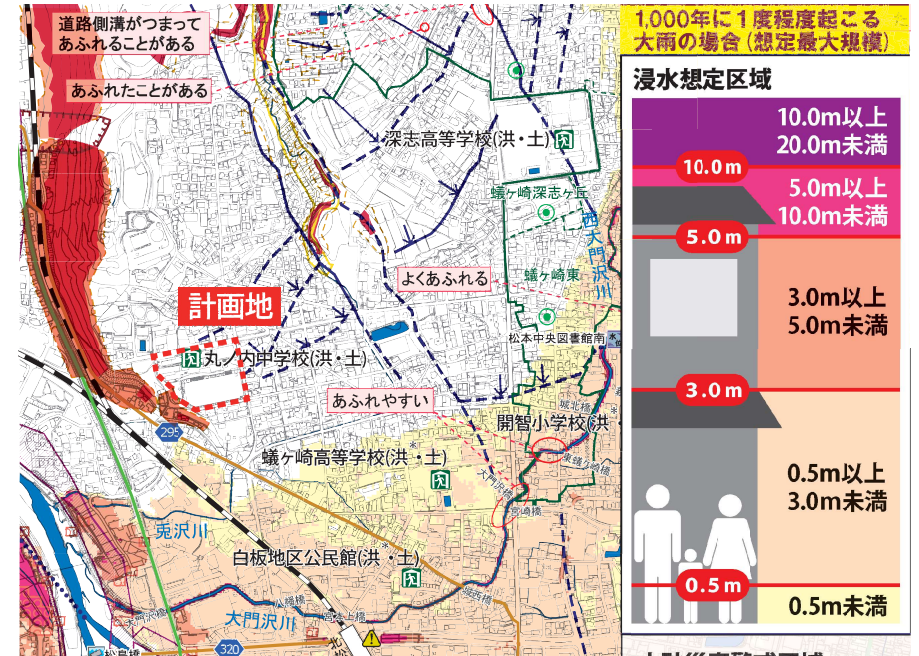


計画敷地周辺広域図

#### (2) 地域防災計画

##### ア 避難所指定状況（令和7年度時点）

丸ノ内中学校は洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震、大規模な火事の際の指定緊急避難場所に指定されています。



ハザードマップ（出典：松本市「松本市ハザードマップ（令和6年4月）」）

##### イ 文化財等の保護

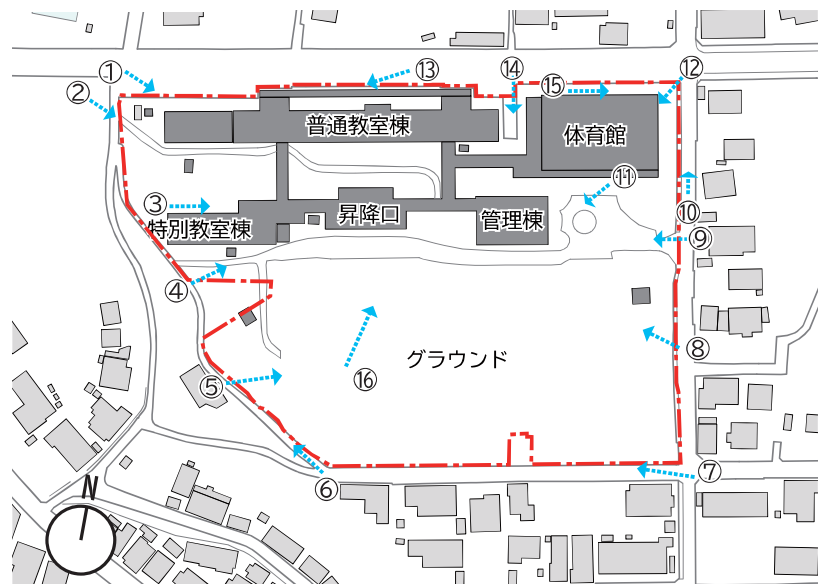
計画敷地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当することから、適切な調査を行い、記録保存等を実施する必要があります。

種別	時代	名称	地区	所在地
集落	縄～古	城山腰遺跡	旧市	宮淵2・3丁目 (宮淵東・宮淵日向)、蟻ヶ崎3・4丁目

計画敷地埋蔵文化財（出典：「長野県松本市埋蔵文化財包蔵地一覧」）

A-1 設計条件・方針、調査概要

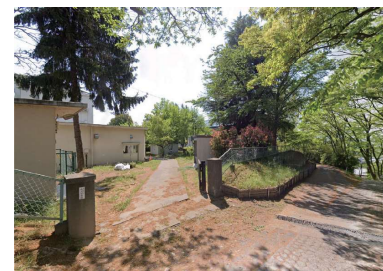
(2) 敷地周辺状況



敷地周辺状況案内図



① 敷地北西側



② 通用門



③ 特別教室棟北側の擁壁（高低差）



④ 特別教室棟の南側



⑤ 敷地西側より運動場を望む



⑥ 敷地南西側



⑦ 敷地南側



⑧ 敷地東側より運動場を望む



⑨ 正門



⑩ 正門より北側を望む



⑪ 屋内運動場より自治の鐘を望む



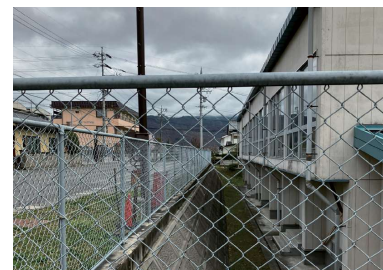
⑫ 敷地北東側



⑬ 北側道路と建築物が一体化された様子



⑭ 北側道路と接続する舗装路



⑮ 北側道路と体育館の間の擁壁



⑯ グラウンドより階段と校舎を見る

A-1 設計条件・方針、調査概要

3 既存校舎概要

(1) 1階について

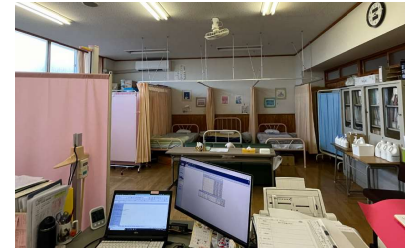
ア 校舎は複数の棟からなり、屋外渡り廊下や屋内外の階段で接続されています。また、南北の棟の間に中庭があります。

イ 普通教室と図書室は別棟に位置しているため、生徒の移動距離が長くなっています。

ウ 普通教室と職員室は別棟で離れており、教職員の移動がしにくくなっています。



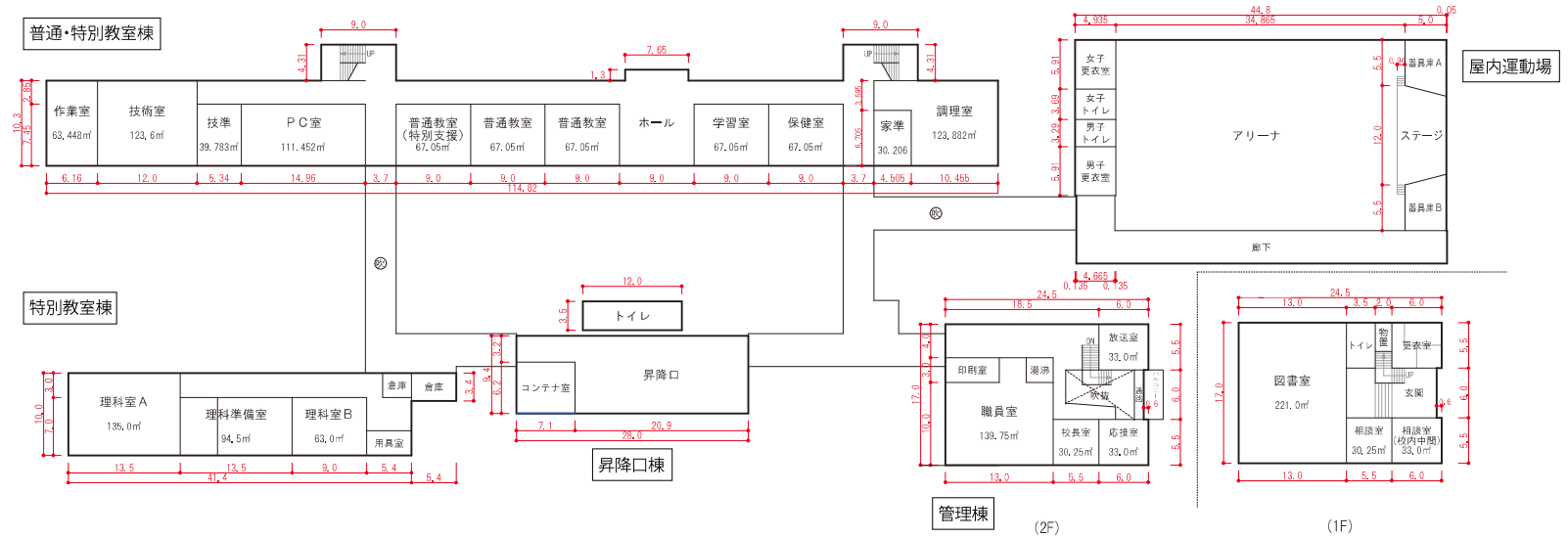
PC室



保健室



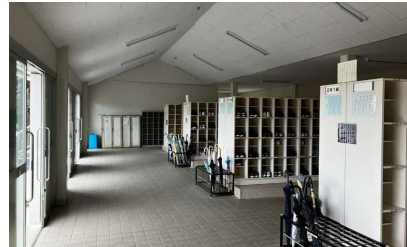
屋内運動場



技術室



理科室A



昇降口



調理室



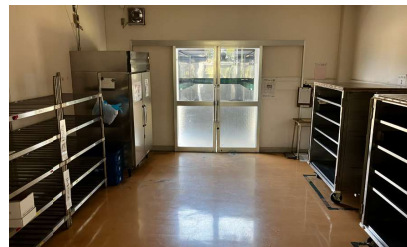
職員室



図書室



理科室B



コンテナ室



放送室



校長室

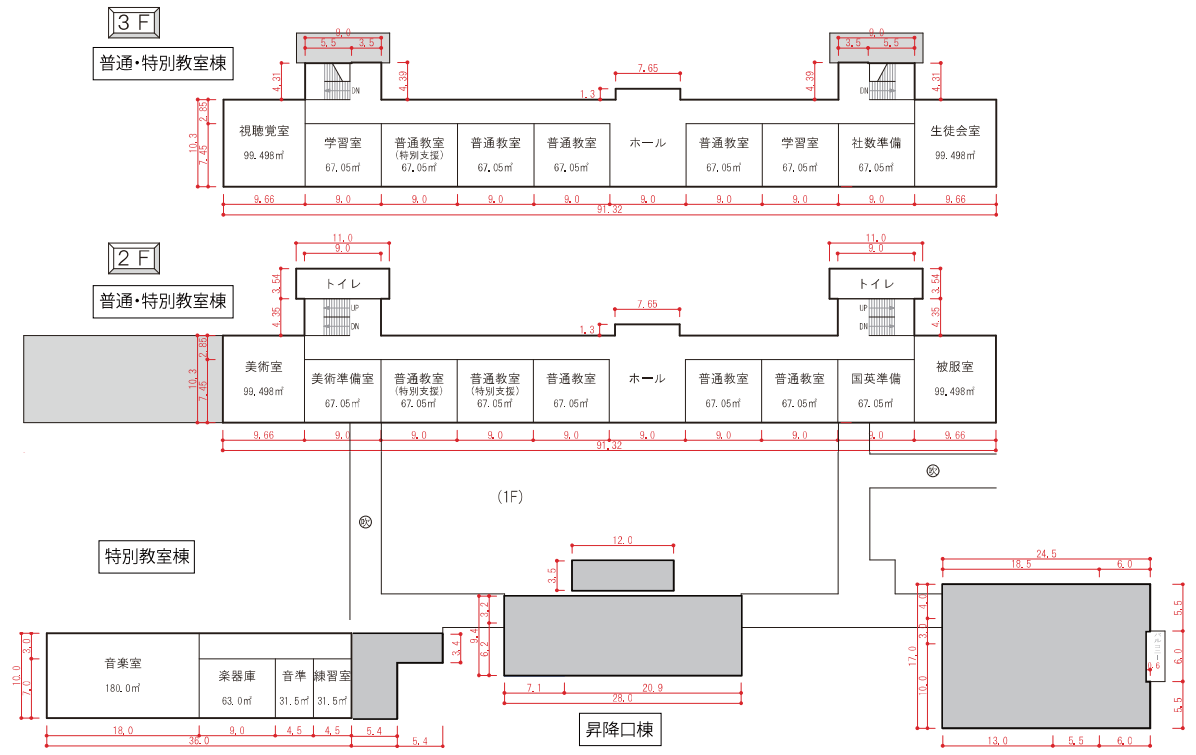


管理棟玄関

3 既存校舎概要

(2) 2・3階について

- ア 普通・特別教室棟の中央に、生徒が共用で利用できるホールがあります。
- イ 特別教室は2棟に分かれて設置されています。
- ウ 普通・特別教室棟各階の両端には特別教室が配置されています。
- エ 階段室と隣接してトイレが設置されています。
- オ 2階のホールや生徒会室などは市内を見下ろす眺望に恵まれています。



美術室



音楽室



美術準備室



音楽準備室



視聴覚室



1階ホール



被服室



3F普通教室



特別支援教室



トイレ



2階ホール

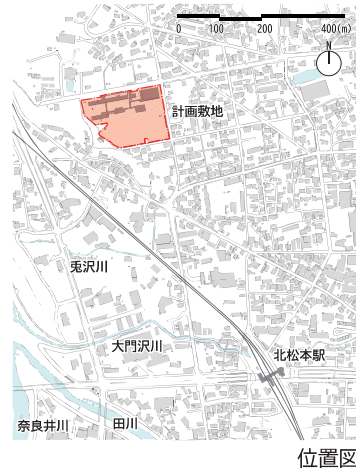


生徒会室

A-1 設計条件・方針、調査概要

4 計画概要

- (1) 計画地 : 長野県松本市宮淵3丁目6-1
- (2) 敷地面積 : 約20,399㎡
- (3) 主用途 : 中学校
- (4) 構造 : 鉄筋コンクリート造
- (5) 建物高さ : 最高高さ17m 地上2階 / 地下地下1階
- (6) 建蔽率 : 11.89% (許容建蔽率60%+10%以内)
- (7) 容積率 : 26.48% (許容容積率200%以内)
- (8) 接道状況 :
  - 市道1010号線 (1級)
  - 市道1548号線 (2級)
  - 市道1546号線
  - 市道1009号線
- (9) 建築面積 : 2,563㎡
- (10) 延床面積 : 5,388㎡
- (11) 主要諸室



位置図

ア 校舎

- 普通教室 : 9教室
- 特別教室 : 調理室、理科室、音楽室、ラーニングセンター (図書・ICT)
  - 美術室、技術室、生徒会室、準備室
- 特別支援教室 : 2教室
- 管理諸室 : 校務センター (職員室)、印刷室、会議室、校長室、応接室、保健室、配膳室、
  - 職員更衣室、教員スタジオ (研修室)、施設管理室、教員執務スペース、放送室、相談室、教材室
- その他 : 丸中 commons、共創ホール、共創プラザ、オープンスペース、ラウンジ、生徒用更衣室、倉庫、Creative LAB (展示コーナー※LAB共通)、
  - Art and Craft LAB、Music LAB、Science LAB

イ 教職員数、各施設事務員数 (令和7年度4月時点)

(ア) 常勤

校長1、教頭1、施設管理1、教諭15、講師4、支援員1、養護教諭1、事務職員1

(イ) 非常勤

司書1、支援員2

(12) 施設規模

	室名	基本設計 (面積)			
		計画案面積	計画案備考	既存面積	既存備考
1. 普通教室 多目的スペース	普通教室	648	普通教室9室 8.0×9.0=72㎡ 72㎡×9室=648㎡	603	普通教室9室 9.0×7.45=67㎡ 67㎡×9室=603㎡
	オープンスペース (ホール)	207	新校舎では他学年の前を横切らないため、廊下部分も利用可能	201	他学年の前を横切るため、廊下部分是非計上
	ラウンジ	144	4.0×6.0=24㎡ 24㎡×6室=144 多目的な小空間を整備	0	
	小計	999		804	
2. 特別支援学級	特別支援教室	128	新校舎における必要面積を精査	268	普通教室 (空き教室) をそのまま利用している為、面積大
	活動スペース				
	小計	128		268	
3. 特別教室 (準備室含む)	調理室	146		154	
	多目的特別教室 (理科・被服)	148		100	
	理科室	148		229	
	音楽室兼特別活動室	298		316	
	美術室	148		167	
	技術室	151		188	
	ラーニングセンター (図書室)			221	
	パソコン室	351		111	
	ICT (視聴覚室)			99	
	丸中 commons	53	交流空間を整備	0	
	教科ラボ	132	教科横断的な学びを行える環境を整備	0	
	生徒会室	64		100	
	小計	1,575		1,685	
	4. 管理諸室等	校務センター (職員室)	160		122
校長室		32		30	
会議室		61		0	
応接室		28		33	
印刷室		25		18	
相談室		26		66	
施設管理室		28		0	
保健室		64		67	
教員スタジオ		64	準備室を持たない教員の執務スペースを確保	0	
放送室		22		33	
職員更衣室		12		33	
教員執務スペース		36	準備室を持たない教員の執務スペースを確保	0	
教材室		75	教材スペースを室として確保	0	
小計		633		402	
5. その他	昇降口 (職員・地域玄関等)	71			
	来客・地域玄関	23			270
	職員・地域玄関	18			
	共創ホール・共創プラザ	69	地域との交流空間を整備	0	
	配膳室	27		29	
	生徒用更衣室	64		219	
	倉庫	21		30	
	屋外倉庫	22			別棟として設置
	トイレ・多目的トイレ	184			
	階段・EV	1,567		1683	
	廊下				
小計	2,066		2,231		
合計	5,401		5390		

A-1 設計条件・方針、調査概要

5 関係法令チェックリスト

松本市立丸ノ内中学校改築 法令・条列リスト

建物用途：学校 敷地面積：約20,399㎡ 延床面積：約5,401㎡ 建築面積：約2,425㎡ 住所：長野県松本市宮淵3丁目6-1

建築基準法関係法令・長野県建築基準条例・長野県福祉のまちづくり条例（窓口：松本市建設部建築指導課指導審査担当）

法令等略称： 法：建築基準法 令：建築基準法施行令 規則：建築基準法施行規則 パリフリ令：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

項目	法令等条文	規定内容	該当/非該当	備考		
1 敷地	用途地域、用途制限	法48条3項、法別表2(は)	第一種中高層住居専用地域：法別表第2(は)に既定の用途について建築可能。	学校 該当		
	道路	法42条1項1号	法42条1項1号道路：一般国道、都道府県道及び市町村道で、幅員4m以上のもの。	東側道路	該当	市道1010号線(1級) 認定幅員 最大6.5m/最小4.9m(松本市道路台帳より)
		法42条1項1号 (松本市道路台帳より)		西側道路		市道1009号線 認定幅員 最大3.0m/最小2.1m(松本市道路台帳より)
		法42条1項1号		南側道路		市道1546号線 認定幅員 最大6.0m/最小5.0m(松本市道路台帳より)
		法42条1項1号		北側道路		市道1548号線(2級) 認定幅員 最大16.8m/最小11.9m(松本市道路台帳より)
	接道長さ	法43条1項 県建基条例28条、同29条	敷地は道路に2m以上接する 特殊建築物の敷地は、道路に4m以上接する。学校の敷地は、幅員6m以上の道路に長さ8m以上接する。	接道 2m以上	該当	
2 形状・規模	容積率	法52条1項	第一種中高層住居専用地域200%	26.48%	該当	
	建ぺい率	法53条1項	第一種中高層住居専用地域60%(70%) ※(内)は、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地の緩和10%を加算した数値(法第53条3項)	11.89%	該当	
	道路斜線制限	法56条1項1号 法別表3(ろ)(に)	前面道路の反対側の境界線までの水平距離に乗じる数値：1.25 適用距離：20m	-	該当	
	隣地斜線制限	法56条1項2号	第一種中高層住居専用地域 各部分の高さ≤20m+1.25×L(L：壁面の後退距離)	-	該当	
	北側斜線制限	法56条1項3号	適用なし	-	-	
	高度地区	法58条	[第2種高度地区] 前面道路の反対側の境界線までの真北方向水平距離 に乗じる数値：1.25(水平距離8mまで)・0.6(水平距離8m超) 算出した数値に加える数値：5m(水平距離8mまで)・1.5m(水平距離8m超)	-	該当	
	日影規制	法56条の21項・3項、法別表4、令135条の121項	第一種中高層住居専用地域：3時間/2時間 測定面高さ4m	-	該当	
	4階以上における 教室等の設置の禁止	県建基条例10条	各種学校の教室その他生徒が使用する居室は、4階以上の階に設けてはならない。	3階	該当	
3 耐火・防火	特殊建築物及び耐火建築物 等とすべき建築物	法27条、法別表1(3)	特殊建築物：建築基準法第2条第二号に規定の用途の建築物 法別表1による耐火建築物等とすべき建築物：3階以上の階を学校用途で使用する建築物/学校用途床面積2,000㎡超	学校 / 2,000㎡超	該当	別表(1)の特殊建築物に該当。
	耐火建築物	法2条1項7、9の2 令107条1項	特定主要構造部を耐火構造として計画 最上階及び最上階から数え階数が2以上で4以内の階：耐力壁・柱・床・はり(1h)、屋根・階段(0.5h) 通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないもの	-	該当	
	内装制限	法35条の2、令128条の4 令128条の5	特殊建築物は内装制限を受けるが、学校等の用途に供するものは法35条の2の内装制限を受けない。 ※内装の制限を受ける調理室等は壁及び天井の仕上を準不燃材料とする。	-	該当	
	(排煙無窓)	法35条の2 令128条の3の2	床面積が50㎡を超える居室で窓その他の開口部の開放できる部分(天井または天井から下方80cm以内の距離にある部分に限る)の面積の合計が、当該居室の床面積の1/5未満のものは、壁および天井を準不燃材料とする。	-	該当	
	防火区画	令112条1項、11項	床面積1,500㎡ごとに準耐火構造(1h)の床、壁、特定防火設備で区画する。 階段室、昇降機の昇降路、吹抜けを床、壁、防火設備で区画する。	-	該当	【松本市建築基準】 壁区画等の取扱い (玄関ホール等と直結している場合)…玄関と階段が直結している場合、原則として壁区画は必要。しかし、階段等に玄関を含めた全体空間を壁区画として扱えるケースもある(事前協議による)。
	(114条区画)	令114条2項	防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、天井裏に達せしめる。	-	該当	
	直通階段からの避難経路	法2条 令109条の2	避難階における屋内の直通階段から屋外への出口に至る経路の部分、道路まで有効に避難できるように、屋内の他の部分と耐火構造の壁、法2条1項9の2号口に示す防火設備で区画する。 ※法2条1項9の2号口に示す防火設備：20分遮炎性能	-	該当	

A-1 設計条件・方針、調査概要

	項目	法令等条文	規定内容	該当/非該当		備考	
3	耐火・防火	延焼のおそれのある部分	法2条1項6号 法2条1項9の2号 令109条	隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物相互の外壁間の中心線から、1階は3m以下、2階以上は5m以下の距離にある建築物の部分に防火設備を設ける。 ※耐火構造の壁その他これらに類する附属建築物等に面する部分を除く(主要構造部が準不燃材でつくられたもの)	-	該当	
	屋根の性能	法22条 令109条の9 1項、2項	特定行政庁が指定する区域内の建築物の屋根の火災の発生を防止する性能の技術的基準 ①通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないもの ②通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他損傷を生じないもの	-	該当		
4	通路・廊下・階段・出入口	敷地内通路	令128条 福祉条例規則別表3	避難に使用する出口から道路に通ずる幅員1.5m以上の通路を設ける。 移動円滑化経路等の幅員を1.2m以上とする。	3.0m	該当	
		廊下の幅	令119条 福祉条例規則別表3	生徒用の廊下：両側に居室のある廊下は2.3m、その他は1.8m 生徒用以外の廊下：両側に居室のある廊下は1.6m、その他は1.2m 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所を設ける。	2.5m	該当	
	直通階段	令120条 令121条	主要構造部を耐火構造とし、避難階または地上に通ずる直通階段(傾斜路を含む)を設け、そのうち1つの階段までの廊下・階段等を準不燃材料とし、歩行距離を60m(50+10m)以下の数値とする。 直通階段は2以上設け、各直通階段に至るすべての歩行経路に共通の重複区間の長さは、30m以下とする。	-	該当		
	階段の仕様	令23条 令24条 令25条	生徒用の屋内直通階段：階段および踊場の幅140cm以上、蹴上げの寸法18cm以下、踏面の寸法26cm以上とする。 屋外直通階段：階段の幅90cm以上とする。 高さ3m以内ごとに踊場を設ける。 階段には手すりを設ける。階段幅が3mをこえる場合には中間に手すりを設ける。	幅： 150cm以上 蹴上： 16cm以下	該当		
		福祉令12条	階段、踊場には手すりを設ける。 階段の幅は120cm以上、蹴上げの寸法18cm以下、踏面26cm以上とする。 廻り階段を設けない。	踏面： 28cm以上	該当	「その他児童等が使用する居室」…教室以外の体育館、図書室、音楽室、各種実習室等多数の生徒が一度に利用する居室も含み、放送室や相談室等は含まない。	
	教室の出入口	県建基条例11条	学校の教室その他児童等が使用する居室には、避難上有効な2以上の出入口を設けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。(1)教室その他児童等が使用する居室の主要構造部が耐火構造であり、かつ、各居室の床面積が50㎡以下である場合 (2)バルコニー、屋外階段その他これらに類するものが避難上有効に設けられている場合	-	該当	「その他児童等が使用する居室」…教室以外の体育館、図書室、音楽室、各種実習室等多数の生徒が一度に利用する居室も含み、放送室や相談室等は含まない。	
	出入口	福祉条例別表2	移動円滑化経路等の出入口について、直接地上に通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口は幅80cm以上とする。	90cm	該当		
5	居室	採光	法28条1項、令19条3項 ※昭和55年建告1800号	[床面積に対する採光面積の割合] 教室：1/5(一部1/7とする可能性)※床面からの高さが50cmの水平面において200Lx以上の照度を確保することができるよう照明設備を設置し、採光面積のうち床面からの高さが50cm以上の部分の面積が、当該教室の床面積の1/7以上とすることで、令19条3項に適合	-	該当	
	換気	法28条2項、3項 令20条の2	居室には換気のための窓を設け、有効換気面積を床面積に対して1/20以上とし、1/20に満たない場合には必要な機械換気設備等を設ける。	-	該当		
	天井高さ	令21条	居室の天井高さは2.1m以上とする	2.7m	該当		
6	その他	エレベータ	バリアフリー令18条 福祉条例規則別表3	かごおよび出入口の幅80cm以上、かごの幅140cm以上・奥行135cm以上とする。	-	該当	
	便所	バリアフリー令14条 福祉条例規則別表3	1以上の車いす用便所を設ける。	-	該当		
	避雷設備	令129条	高さ20mを超える建築物には避雷設備を設ける。	-	非該当		
	非常用の進入口	令126条の6(設置) 令126条の7(構造)	3階以上の階に非常用の進入口または代替進入口を設ける。 ※代替進入口：直径1mの円が内接できる開口部または幅75cm以上×高さ1.2m以上の開口部を壁面長さ10m以内ごとに設置	代替 進入口	該当		
	仮使用	法7条の6 1項1号	特定行政庁の認定により、当該建築物の部分を使用させることができる。	-	該当	規則4条の16に則る図書・書類の提出が必要	

A-1 設計条件・方針、調査概要

5 関係法令チェックリスト

各種条例（松本市・長野県）県建基条例：長野県建築基準条例 福祉条例：長野県福祉のまちづくり条例

	協議・届出 対象規模等	法令等条文	規定内容	該当/非該当	備考	
7 条例等 松本市	・中高層建築物（高さが15mを超える建築物） ・松本市全域	松本市中高層建築物の建築に係る良好な近隣関係の保持に関する条例	<p>■必要事項：標識設置、説明会の開催（近隣住民・周辺住民への説明）、建築確認等の申請をする30日前までに建築計画概要等報告書を市長へ提出</p> <p>■届出名称：標識（様式第1号）（計画通知の60日前まで）、建築計画概要等報告書（※説明及び説明会結果報告書含む。計画通知の30日前まで）</p>	高さ 17m	<p>【事前説明（必須）の範囲】</p> <p>・敷地境界線からの水平距離が15mの範囲内の土地・建築物所有者、管理者、占有者</p> <p>・敷地境界線からの水平距離が中高層建築物の高さの2倍に相当する距離の範囲内で、冬至日の午前8時から午後4時までの間に中高層建築物により日影となる部分の土地・建築物所有者、管理者、占有者</p>	
	都市計画区域 松本市道	狭あい道路拡幅整備事業	<p>※市道1009号線（敷地西側）が幅員1.8m～4.0m未満に該当</p> <p>■協議事項：狭あい道路の後退 後退用地等の取り扱いについて、後退用地内の工作物等について、後退用地等の整備について</p> <p>※建築物を建築するための確認の申請または通知の30日前に協議が必要</p>	西側道路 幅員4.0m 未満	該当	
	新築、増築、改築、移転/高さが10m又は延床面積が300㎡を超えるもの	松本市景観条例	<p>【市景観計画景観類型地区】/松本北地区に該当</p> <p>■適合事項：景観形成基準 建築物の高さ・配置、形態意匠、色彩・素材、外構デザイン、工作物、駐車場、夜間景観創出、土地の改変</p> <p>※詳細は「松本市景観計画デザインガイドライン ⑧松本北地区 編」を確認</p> <p>■届出名称：行為の届出書（様式8号）、位置図1/2500、配置図、平面図、立面図、外構平面図、現況写真、完成予想シミュレーション図、</p> <p>景観計画区域内の行為届出書（様式第8号）</p> <p>※図面の縮尺は、行為の規模に応じて変更可能</p> <p>※行為着手の30日前まで</p>	-	該当	※景観事前協議の対象区域外
長野県	床面積が300㎡以上の建築物（住宅・非住宅）を新築又は改築する場合	長野県地球温暖化対策条例	■届出名称：建築物環境エネルギー性能計画届出書、省エネ計画概要書	-	該当	※電子提出可能
	特定施設に該当 (4)教育施設 学校	長野県福祉のまちづくり条例	■届出名称：特定都市施設整備届出書	学校用途	該当	
その他 関連法規		消防法 松本広域連合火災予防条例	■適合事項：消防法および関係条例に関する事前協議	-	該当	消防同意
	全ての建築物に対する省エネ基準適合義務	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）	■適合事項：全ての建築物の新築を行う場合、エネルギー消費性能基準への適合義務	-	該当	
		開発許可制度・松本市開発行為許可基準等に関する要綱	■届出名称：開発行為の届出	-	非該当	
	市域全域	宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）	■届出名称：盛土規制法 許可不要チェックシート、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書ほか	-	非該当	省令第1条第2項「国又は地方公共団体が管理する学校」にあたるため、許可不要。
	・法第3条第1項ただし書の確認（土壌汚染状況調査の一時的免除）を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質変更を行う場合 ・3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合	土壌汚染対策法	<p>※土地の形質の変更部分の面積の合計が3000㎡以上の場合に該当</p> <p>土壌汚染の状態を調査し、報告</p> <p>■届出名称：一定の規模以上の土地の形質の変更届出書、土壌汚染状況調査結果報告書</p>	-	該当	形質の変更に着手する30日前までに提出
		地区計画	※区域外	-	非該当	
	周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事(解体工事を含む)等の開発事業を行う場合	文化財保護法	<p>※包蔵地に該当</p> <p>■届出名称：発掘届出</p>	-	該当	
学校（学校教育法に規定）の用途に供される建築物で延床面積800㎡以上の場合	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）	■届出名称：特定建築物届出書	-	非該当		
一定規模の工事（床面積の合計80㎡以上の解体工事、床面積の合計500㎡以上の新築・増築工事等）について届出	建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	■届出名称：建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出書（様式第1号）、分別解体の計画等	-	該当	工事着手の7日前までに提出	

## A-2 建築設計の基本方針・検討

### 1 整備方針

3回のワークショップで得られた意見から抽出されたキーワードと、新しい時代の学びを実現するための5つの方向性、松本市教育大綱を踏まえ、改築事業のコンセプト（以下、「基本コンセプト」という。）を示します。また、基本コンセプトに基づき、改築によって実現すべき未来の丸ノ内中学校の基本方針を示します。基本方針を踏まえ、配置計画、施設計画、構造計画、設備計画等に関する基本的な考え方を整理し、今後の詳細検討の指針とします。

コンセプト

## 「あゆみ」を受け継ぎ 未来へつなぐ

### 基本方針

#### 1 自分の「学びたい」を実現できる学校

- 一人ひとりの個性に応じた学びや地域探究、異学年による学習など、多様な学びを柔軟にデザインできる環境の実現
- 学びの核となる施設を校舎の中心に配置
- 「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえた学習環境を整備

- 教室だけでなく、オープンスペースや教科ラボなど校舎全体に広がる学習空間、中 commons などの交流空間の設置
- ラーニングセンター中心に広がる平面構成
- 普通・特別支援教室をひとつのフロアに配置

#### 2 未来の学びを創造できる学校

- あらゆる空間が学びや交流の場となる空間づくり
- 学習活動や学習集団の変化に対応できる柔軟性のある空間づくり
- 変化し続ける未来の学びに対応できる可変性のある空間づくり

- 教室と一体的に利用可能なオープンスペースや教科ラボの設置
- 教室の使い方を変えられる移動間仕切設置
- 展示や掲示を充実させられる設え、ICT機器

#### 3 地域と共に歩み続ける学校

- 地域と学校が培ってきた歴史を継承し、文化を育む交流拠点
- 地域の防災拠点としてだけでなく、地域や民間と連携した多世代交流拠点
- 松本の景観と調和した学校・環境づくり

- 丸ノ内中のシンボルである自治の鐘の移設
- 既存校舎の仕上材等の一部再利用
- 来客・地域玄関に隣接させて共創ホール設置
- 地域特性に合った、勾配屋根による外観

### 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

「未来志向」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造

→新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮

#### 学び

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現

#### 計画に反映した内容の具体例

- 普通教室と一体利用のオープンスペース設置
- 探究と共有が連続的に行えるラーニングセンター

#### 生活

新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

- 内装への地域産材（市産材・県産材）利用
- 生徒の居場所となるラウンジやベンチ設置

#### 共創

地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

- 歴史的な資料の成果を展示・発信するための空間として、共創プラザ・共創ホールを設置

→新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進

#### 安全

子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

- 設計地震力の割増等により、構造計算上過大とならない範囲で余裕を確保した計画

#### 環境

炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

- 日射調整・熱負荷低減を図る庇や自然換気窓等の設置、高断熱化により、ZEB Ready を目指す計画

### 基本設計

- 丸中がこれまで大切にしてきた自治の鐘や勾配屋根の校舎イメージを新校舎に継承します。
- 内装材に松本市産木材（以下、「地域産材」等の表現は「松本市産木材」を指す。）の活用を検討する等、学校木質化を推進し、木の温かみある学校とします。
- 学校ZEB化を推進し、環境に配慮した校舎を実現します。



外観イメージ



木のあたたかみある学校イメージ

2 配置計画

生徒・地域住民が安全で安心して利用できる  
敷地の魅力を活かした配置計画

(1) 敷地の高低差を活かした、まとまりある  
校舎配置

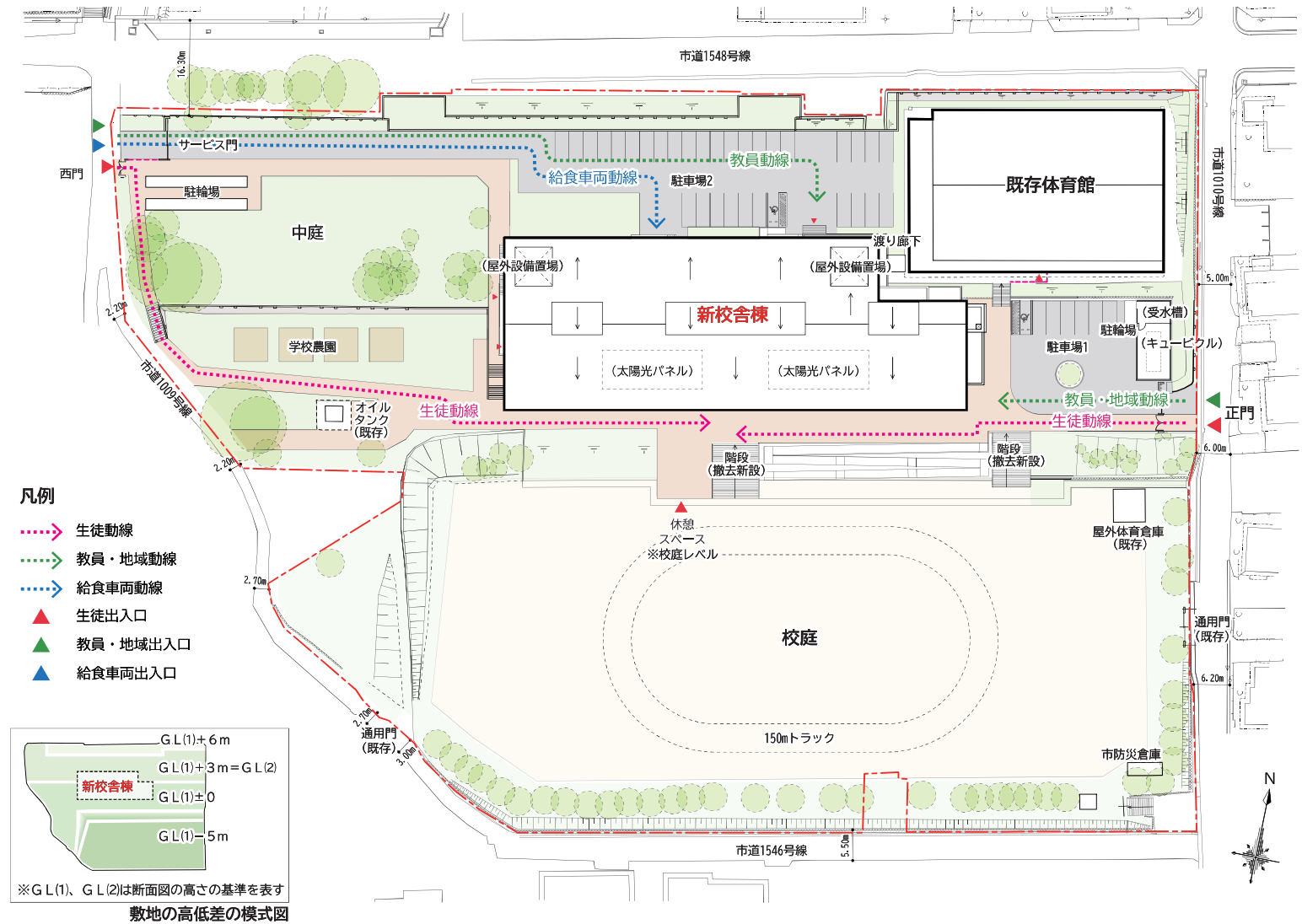
新校舎は、既存管理棟の地盤レベルから  
既存中庭の地盤レベルにコンパクトにまと  
めた建物として計画し、既存の高低差を活  
かす配置とします。

(2) 生徒を迎え入れる豊かなアプローチ空間

明るく凍結しづらい新校舎の南側に、東西  
をつなぐ見通しのよいプロムナードを整備し  
ます。

(3) 学校の顔となる『忠恕の広場』の整備

既存正門まわりの広場を再整備するととも  
に、登校する生徒を受けとめる「学校の顔」  
となる丸ノ内中学校ならではの豊かな広場と  
します。歩車分離を行いながら、広場には  
駐車スペースや設備スペースを整備します。

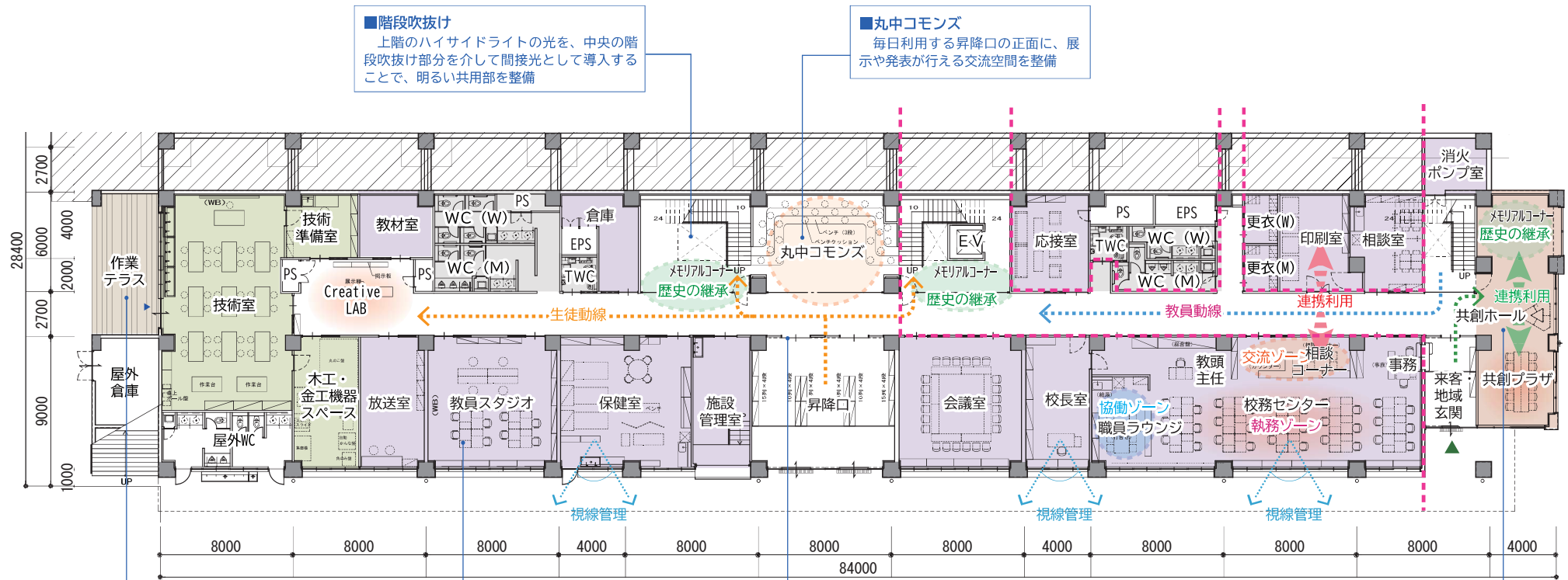


配置図 S=1/800

3 平面・動線計画

(1) 地下1階（管理諸室、地域開放ゾーン、特別教室）

- ア 管理諸室や地域活動で利用される地域開放ゾーン・特別教室を配置します。
- イ 職員室・校長室・事務室・印刷室などを集約して校務センターとし、職員更衣室や給湯などを隣接することで利便性の高い執務環境を創出します。
- ウ 昇降口に面する丸中 commons の両側に階段を設置することで、生徒の動線を分散し、登下校時の混雑を解消できる動線計画とします。



**■階段吹抜け**  
 上階のハイサイドライトの光を、中央の階段吹抜け部分を介して間接光として導入することで、明るい共用部を整備

**■丸中 commons**  
 毎日利用する昇降口の正面に、展示や発表が行える交流空間を整備

**■作業テラス**  
 技術の授業で様々な利用しやすいように、技術室と隣接した屋外部分に配置

**■教員スタジオ**  
 準備室を持たない教科のための教員の執務スペースを整備

**■昇降口**  
 冬の外気流入防止のため、廊下との境にガラス戸を設置し風除室として整備

**■共創ホール・共創プラザ**  
 来客・地域玄関に隣接して、地域の方々が入力でき、これまでの丸ノ内中の歴史を感じることができる空間を整備

凡例	普通教室	管理諸室	WC	生徒動線	地域動線	生徒出入口
	特別教室	地域諸室		教員動線	セキュリティライン	職員・地域出入口

\*「TWC」はバリアフリートイレを指す。以下、同様。

3 平面・動線計画

(2) 1階（普通教室、特別支援教室、ラーニングセンター【図書】）

- ア オープンスペース（以下「OS」という。）を学年ごとに設け、学習・生活・交流空間として自由に利用しやすい計画とします。
- イ ラーニングセンターを学校の中心に配置します。
- ウ 普通教室やOSは、個別学習やグループ学習など主体的・対話的な学びに展開しやすい設えとします。

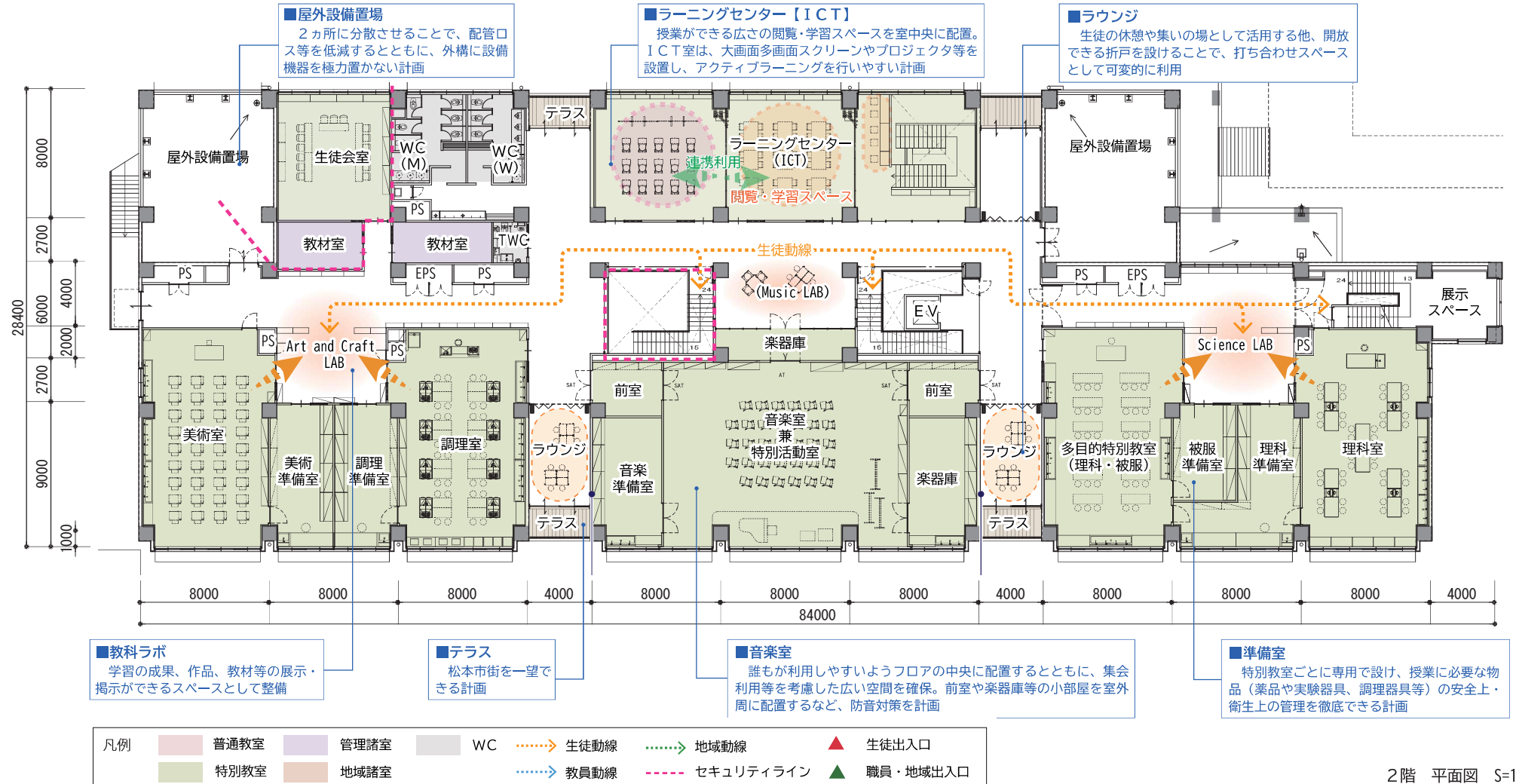


1階 平面図 S=1/250

3 平面・動線計画

(3) 2階（普通教室、特別支援教室、ラーニングセンター【ICT】）

- ア 各特別教室を配置し、北側中央部にはラーニングセンターを配置します。
- イ 特別教室の周りには教科ラボを設け、系列教科ごとの特別教室と一体的に利用でき、教科の魅力を発信する展示や掲示、相談等を行える場を整備します。
- ウ 建物中央の廊下や階段の上部にハイサイドライトを設けることで、南側からの採光を取り入れ、明るい共用部を実現します。
- エ 将来的な部活動指導員の地域移行を見越し、地域開放可能な計画とします。とくに音楽室は、集会利用ができるよう大空間とします。



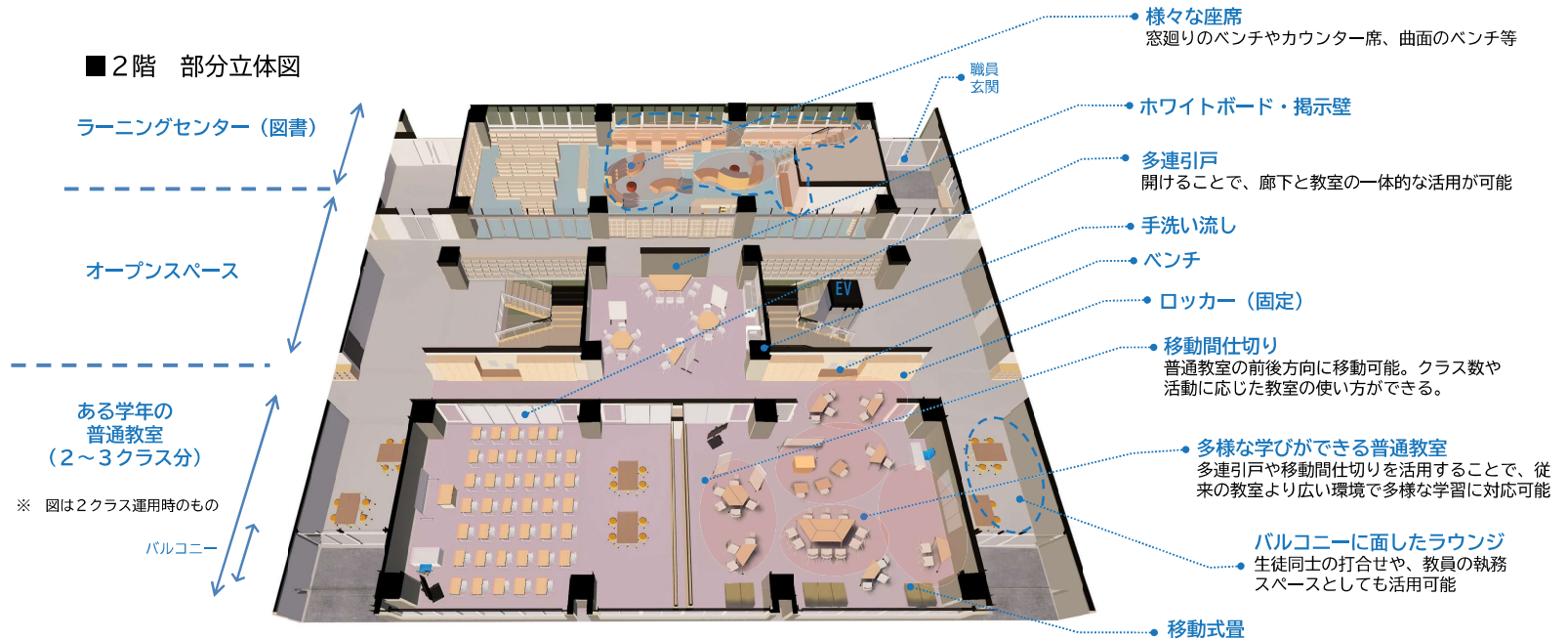
3 平面・動線計画

- (4) 一体的な学びを実現するためのフロア構成
- ア 各普通教室や特別教室から利用しやすい学校の中心に2階建てのラーニングセンターを計画します。
- イ 2階は普通教室エリアとラーニングセンター（図書）を同フロアに配置する計画としており、気軽に本のエリアに立ち寄れる環境とします。
- ウ 3階は特別教室エリアとラーニングセンター（閲覧・学習）を同フロアに配置する計画とし、教科横断的な学びや調べ学習、忠恕の時間の活動に利用しやすい環境を整えます。

■ 3階 部分立体図



■ 2階 部分立体図



## A-2 建築設計の基本方針・検討

### 4 諸室計画

#### (1) 昇降口・職員玄関

##### ア 基本方針

(ア) 昇降口および職員玄関と廊下間に建具を設置し、これらの空間を風除室として機能させることで、室内への冷気流入を防ぎ、暖房負荷の低減を図ります。

(イ) 昇降口の上下足収納量は、直近の生徒・クラス数の推計値（R7年5月1日時点）において生徒数が最大となるR8年の224人を基準に確保します。

##### イ シューズボックスまわりー単位空間

(ア) シューズボックスの間隔は、通行や履き替えスペースを考慮して1,650mm以上確保します。

(イ) シューズボックスと傘立てのレイアウトは冬季の昇降口内部における移動をスムーズに行えるよう配慮します。

##### ウ シューズボックス、傘立て

(ア) 1人当たりのシューズボックスは、スノーブーツや長靴の利用を踏まえた計画とします。1つのボックス内寸をW275mm×D330mm×H350mm程度とし、上下段で上足・下足を分けることが可能な計画とします。

(イ) シューズボックスの基本サイズは、W1,500mm×D350mm×H1,560mmとし、5列4段（20人分収納）を基本モジュールとします。

(ウ) 傘立ては1クラス1つとし、サイズはW880mm×D300mm×H500mm程度（48本程度収納）とします。

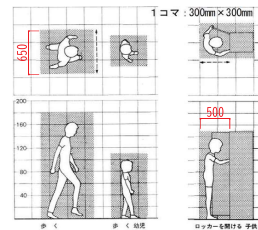


図1 シューズボックスのまわりでの各行動の動作域

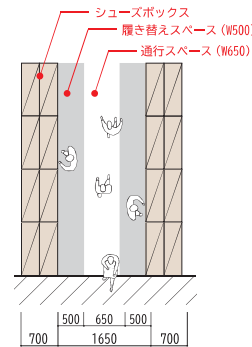


図2 シューズボックス配置検討

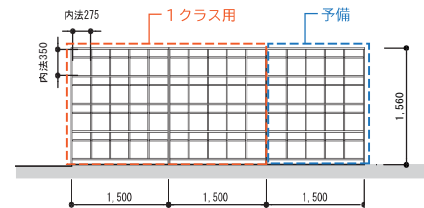


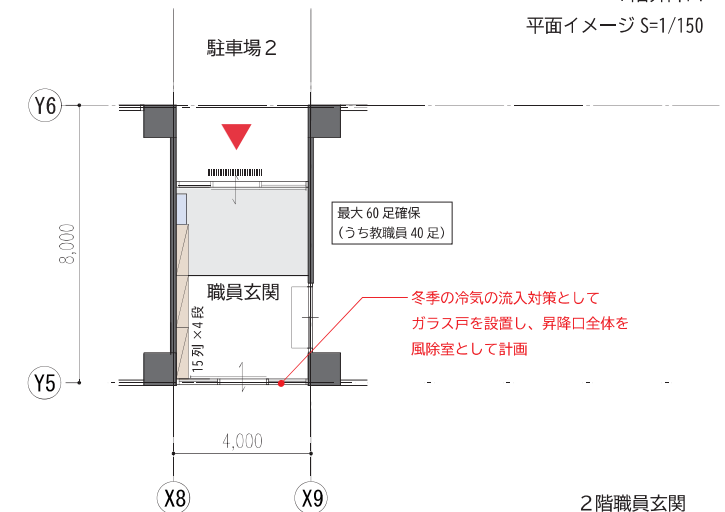
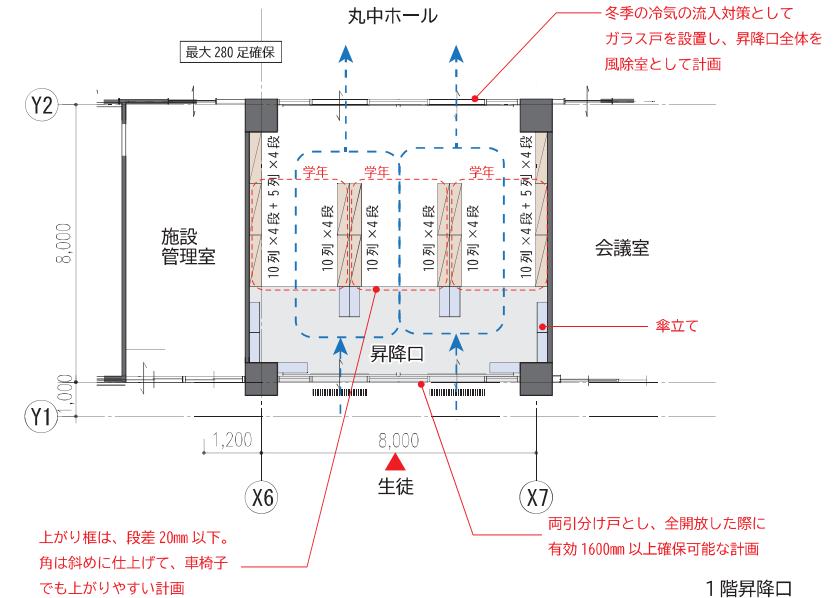
図3 シューズボックス姿図検討



図4 中学校現況写真（内寸 W260mm×D430mm×H380mm）

#### 凡例

- : シューズボックス
- : 傘立て
- : 動線





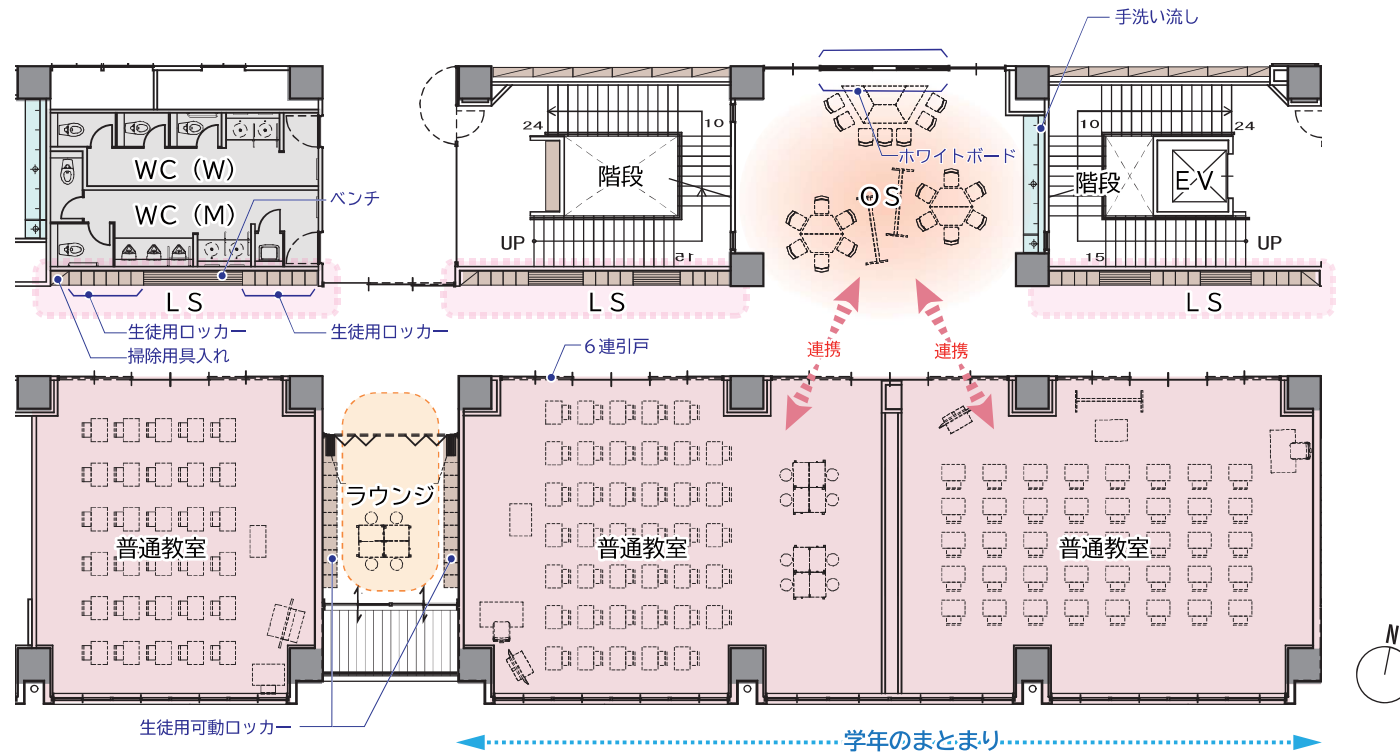
ウ 普通教室まわり・オープンスペースの考え方

(ア) 基本方針

- a 学年ごとのまとまりをつくりながら、全学年の普通教室を同一フロアに配置します。
- b 学年のまとまりごとにロッカースペース（以下「LS」という。）、OSを設け、個別学習やグループ学習など普通教室と連携した主体的・対話的な学習展開に対応した空間づくりを行います。
- c 1学年3教室を仕切る2枚の壁を、移動間仕切りとすることで、広い2教室等に対応できる柔軟で可変性のある計画とします。
- d 各学年のユニットの間にラウンジ空間を設け、異学年交流やくつろぎの場とします。

(イ) 普通教室まわりの計画

- a 普通教室と廊下の間仕切りは、窓を大きく確保した6連引き戸を採用し、廊下からの視認性を高めるとともに、引き戸を広く開けることで廊下・OSと一体的な利用ができる計画とします。
- b 普通教室は、正面に上下スライダー平面黒板、背面にホワイトボード（以下「WB」という。）と掲示面を設け、35人分の机がレイアウトできる寸法とします。
- c 生徒用ロッカーは、廊下に設置する計画とすることで、教室内を広く利用できるよう整備します。
- d 生徒用ロッカーとベンチや掲示面を一体的に設けることで、生徒の居場所の充実を図ります。



普通教室まわり平面図 S=1/150

4 諸室計画

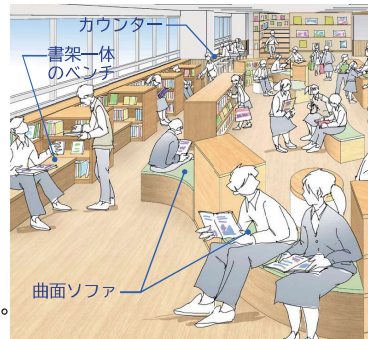
(3) 特別教室

ア ラーニングセンター全体計画

- (ア) 交流活動、読書活動、学習活動、情操教育活動の拠点となるラーニングセンターを誰もが集まる「学校の中心」と位置付けます。
- (イ) 生徒の気軽な立ち寄り、各教科等における調べ学習での活用や生徒の自主的・自発的な学習、協働的な学習の促進を図るため、どの教室からも利用しやすい学校の中心にラーニングセンターを配置します。
- (ウ) 室内に専用の階段を設置することで1階の図書スペースと2階の学習スペースをつなぎ、調べる、まとめる、発表するなどの学習活動が一体的・効率的に行える計画とします。
- (エ) 地域産木材を用いた書架・ベンチ等により、生徒が日常的に滞在したくなる快適で温かみのある空間づくりを行います。

イ ラーニングセンター（1階：図書スペース）

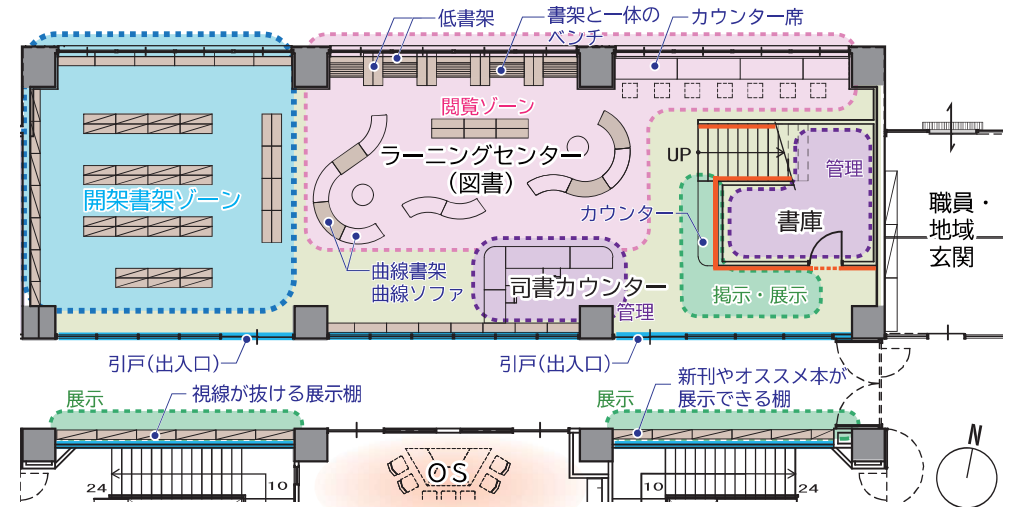
- (ア) 曲面低書架やソファ、書架一体ベンチ、窓際のカウンター席等で閲覧ゾーンを形成し、休み時間や放課後の読書・学習だけでなく、居心地のよい生徒の居場所として整備します。
- (イ) 見通しのよい書架配置とします
- (ウ) 貸出しカウンターや書庫をまとめ、本の管理が行いやすい計画とします。
- (エ) 図書館として適切な明るさの照明計画を行います。
- (オ) 図書館として音が響きにくい音場環境とします。



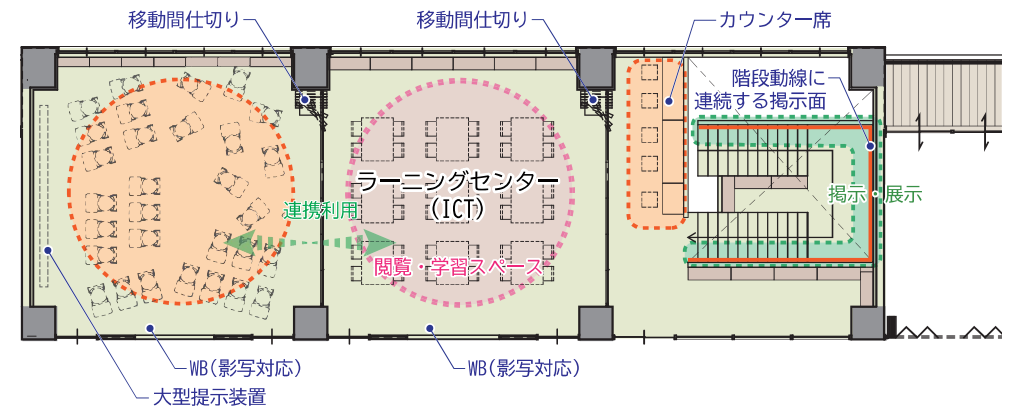
閲覧ゾーンイメージ

ウ ラーニングセンター（2階：学習スペース）

- (ア) 1学級が授業を行える閲覧コーナーを設けます。
- (イ) ICT室の壁面は、大画面多画面スクリーンやプロジェクタを設置し、アクティブラーニングを行いやすい計画とします。
- (ウ) 音響設備を充実させることで、視聴覚室としても利用できる計画とします。
- (エ) 移動しやすく組合せやすいテーブルやイス、可動ホワイトボードやモニタ等を組み合わせることで、ICTを利用した未来の教室を実現します。
- (オ) ICT教室と連携利用できる位置に、キャリア教育等、教科横断的な活動が行え、自習や相談にも対応するラーニングスペース（カウンター席）を計画します。
- (カ) OAフロアを採用し、自由に電源の取り出しを行える計画とするとともに、必要な電源容量を確保します。



凡例  
 高書架 低書架 ガラスパーテーション 掲示面(掲示クロス+画線)  
 ラーニングセンター1階 平面図 S=1/150



ラーニングセンター2階 平面図 S=1/150